

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第37号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年3月3日（日） 08時20分ごろ
発生場所	香川県小豆島東方沖 香川県小豆島町所在の小磯灯標から真方位168°5,400m付近 (概位 北緯34°30.5′ 東経134°23.9′)
事故等調査の経過	平成25年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 藤原丸、5トン未満 280-31226岡山、個人所有 B プレジャーボート DUTRO、5トン未満 271-33514岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部タラップに擦過傷 B 左舷中央部外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、小豆島東方沖でスパンカーを揚げて船首を西北西に向け、約0.5～1.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で前進しながら、操舵室後方の椅子に座っていたの一本釣りを行っていた。 船長Aは、操舵室後方の椅子に座った状態では、操舵室によって船首方に死角（視界が制限される状態）が生じていたが、周囲の船は同じ方向に移動しており、A船は約0.5～1.0knの速力であるので、衝突しても損傷を生じるようなことはないと思い、立ち上がって船首方の死角を解消するなどの見張りを行わずに釣りを続けた。 船長Aは、衝突の約5秒から約10秒前、右舷船首方操舵室上部越しにB船を認めて衝突の危険を感じ、機関を後進にかけたが、平成25年3月3日08時20分ごろ、小豆島東方沖において、A船の船首部タラップと漂泊中のB船の左舷中央部外板とがほぼ直角に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を南南西に向けて漂泊し、船長Bが右舷船尾甲板で、同乗者が左舷船尾甲板でそれぞれ右舷方を向き、釣りを行っていたところ、A船と衝突し

	た。
気象・海象	<p>本事故発生場所の南西約21海里に位置する高松地方気象台における本事故当日08時00分の観測値は、次のとおりであった。</p> <p>風向 西南西、風速 2.0m/s、降水量 0.0mm、視程 15km</p> <p>海象：潮汐 低潮時</p>
その他の事項	<p>船長Aは、操舵室後方に座った状態で操舵室越しに船首方の見張りを行っていたが、操舵室に遮られて見えにくかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小豆島東方沖を西北西進中、船長Aが、周囲の船は同じ方向に流していたので、A船は約0.5～1.0knの速力であることから、万が一衝突しても損傷を生じるようなことはないと思込み、船首方に死角がある状態で椅子に座って釣りを行っていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小豆島東方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、釣りを続けていたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、小豆島東方沖において、A船が西北西進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが船首方に死角がある状態で椅子に座って釣りをを行い、また、船長Bが釣りを続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長Aは、本事故後、操舵室の椅子を20cmほど高くして見通し状況を改善した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首方に死角を生じているときは、立って操船するなどして死角を補う適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中であっても、見張りを適切に行うこと。